

非機能要件一覧表

分類	No	項目	非機能要件
システム前提条件	1	使用言語	全画面日本語で表示すること。また、標準的な文字コードやフォントに対応していること（文字コード：UTF-8 JIS 第1水準および第2水準に対応）。
	2	使用端末	Windows10（今後のFeatureUpdateも含む）端末で動作すること。想定端末のスペックについては「別紙1_構成機器一覧」参照。
	3	ブラウザ	ブラウザを使用する場合は、Internet Explorer 11.0 で動作すること。また、ブラウザに異常に最新版への動作対応を行うこと。
	4	プリンター	システムから印刷を行う際に、プリンターによる制約がないこと。
	5	通信方法	サーバと通信を行う際は、SSL 暗号化通信を行うこと。
	6	データセンター	岡山市指定のデータセンターを利用する。詳細については、「別紙1-1 データセンターへの機器設置要件」参照。
	7		運用開始時点で成立している法制度改正については本業務にて対応すること。
	8	法制度改正対応	契約期間内に発生した法制度改正に対応すること。対応には、パッケージシステムの法改正対応、機能要件を満たすために岡山市向けにカスタマイズした部分の対応、および、それに付随する作業を含む。 ただし、抜本的な法制度改正や新法の設立など、その改修規模が極端に大規模な場合は、別途協議する。
可用性	9	リカバリ	業務に支障を与えることのないよう、常時確実にリカバリできる状態にしておくこと。基本は障害前日バックアップデータまで復旧できること。
	10	サービス稼働率	オンラインサービス稼働率は99%以上とする。ただし事前計画に基づいた停止時間やサービス提供に支障をきたさなかった時間は除くものとする。
	11	耐障害性	サーバ本体はRAID構成をとること。
	12		システムが被害を受けた場合に、契約書に示した範囲内で、速やかに復旧可能なシステム構成とするよう努力すること。
性能・拡張性	13	災害時等における対応	大規模災害等が発生した場合は、速やかにシステムを復旧させるための作業について、可能な範囲で協力すること。大規模災害等に備え、緊急連絡先の取り決めや訓練などについても、可能な範囲で協力すること。
	14		大規模災害等に備え、緊急連絡先の取り決めや訓練などについても、可能な範囲で協力すること。
	15	利用可能ユーザ	システムの利用者数に制限がないこと。また、短期間および短時間に集中的に多数のクライアント（ユーザー）が入力を行っても業務に支障を与えない動作の実現が出来ること。想定ユーザ数については「3.4 システム利用規模」参照。
	16	端末増設	端末を追加する場合、プラグインソフトウェアやミドルウェア等の追加費用が発生しないこと。
	17	稼働後の変更対応	画面および帳票機能等の一部変更は、極力パラメータ修正のみで対応可能とすること。
	18		システム稼働後に運用の変更が生じた場合、システム改修ではなく極力システムの設定（パラメータ）変更で実現できるよう考慮しておくこと。
	19	レスポンス	各処理のレスポンスタイムは、体感的に遅く感じない程度とする。概ね以下のとおりとすること。 ・オンライン応答 基本2～3秒以内程度 ・パッチ応答 基本5秒以内程度 ・その他パッチ処理やバックアップ等の処理 夜間等の利用していない時間帯に完了する程度 また、上記に適用しない場合は原因の切り分けを行い、対応を協議すること。
	20	キャパシティ	業務量やデータ量、システム利用者数の将来の見積もり予想に対して、必要なレスポンスや処理時間（ピーク時、通常時）を得られるようなシステム構成を採用すること。
	21	利用可能時間	職員がシステムを利用できる時間帯を施設毎に設定できること。
	運用・保守性	22	バックアップ
23			バックアップデータは世代管理を行い、最低、直近1週間の情報は保持しておくこと。
24		システム運用監視	システムに異常があった場合に検知できるような監視体制を構築すること。具体的な監視の内容は受託後本市と決定すること。
25		計画停止	アップデート等で計画停止がある場合、事前に本市担当者へ連絡し合意を得ること。目安として、遅くとも1週間前には連絡を行うこと。
26		変更管理	システムに対して変更が発生する場合には本市担当者へ連絡を行い、必要に応じて各利用施設への通知および操作説明を行うこと。
27		構成管理	システムに変更を加えた場合は、その都度システムバックアップ処理を行う等、構成管理を確実にすること。
28			各種ソフトウェアに関する改修履歴を管理し、本番環境、検証環境にそれぞれ適用されているバージョンを明確にすること。
29			変更があった場合に、変更漏れによるドキュメントの不整合が生じないよう、適切に管理する仕組みを構築すること。
30			システム障害が発生した場合は、即時に本市担当者へ障害連絡を行うこと。
31			システム障害が発生した際は、状況・影響範囲を確認し、障害の一時切り分けならびに必要な応じた暫定対応を行うこと。
32			システム障害が発生した場合、情報の採取・不具合調査、データ修正等を行い、システムを早急に復旧すること。作業にあたり必要となる場合は、関係者等への連絡および依頼を行うこと。
33		障害時対応	システム障害が発生した場合、必要に応じてデータを前日バックアップ時の状態に戻すこと。
34			システム障害の復旧作業の結果報告は、障害発生時から6時間以内（ただし夜間および休日については含めない）に行うこと。または障害の内容によっては協議のうえ途中経過を報告すること。
35			システム障害の要因について対処し、同現象の発生を防止するために、恒久対応を行うこと。また障害内容と対処内容は記録し、再発防止策を講ずること。
移行性		36	検証環境
	37	機器保守	受注業者が調達した機器が故障した場合、速やかに交換/復旧すること。作業に関する費用は、保守料に含むこと。
	38		受注業者が調達した機器が原因ではない場合も、システムを構成する要素になんらかの不具合が生じた場合は、可能な限り復旧に向けて協力を行うこと。
	39		アプリケーション等、受注業者が調達するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む）は、システムの動作に影響がない限り、基本的には最新状態を保つこと。
	40		必要なプログラムの修正・適用は、業務への支障が出ないよう、適切なタイミングにて実施すること。作業に関する費用は、保守料に含むこと。ただし、運用開始時点にはない新たな機能追加などの場合は、別途協議する。
	41	ソフトウェア保守・プログラム改修	パッケージ等プログラムの修正（バグの修正やセキュリティホールへの対応など）は協議の上、実施すること。
	42		改修後のプログラムの適用について、検証環境で事前確認し、市の承認を得て本番環境へ適用すること。
	43		改修後のプログラムの適用について、リリース内容とスケジュールを提示すること。また、作業手順を作成したうえで作業を実施すること。
	44		WindowsUpdate 等の関係でシステムの更新が必要な場合は、対応を行うこと。
	45		移行方法や移行スケジュールを策定し、事前に移行対象データや本市において必要な作業等を提示すること。なお、本市からのデータ提供については CSV 等のテキストデータを用いた提供が望ましい。
セキュリティ	46	データ移行	本市が提供するデータを使用し、データをセットアップすること。なお、データの移行に際しては、職員（国職員含む）の負担が最小限となるよう留意すること。
	47		次期システム構築の際には、次期システムにスムーズに移行が可能なよう、データ移行に協力すること。（データ定義資料の開示も含む）
	48		原則、全データを移行対象とする。移行困難なものがある場合は、次期システムの仕様と比較し検討する。
	49	運用テスト支援	運用テスト時に正常性確認のためのチェックリスト等を作成し、運用テストの支援を行うこと。
	50	前提	業務の遂行にあたっては「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
	51		必要に応じて、本業務で利用する情報システム等について、アクセス制御、不正アクセスに対する防壁及び監視等により、サイバー攻撃対策、情報流出対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること。
	52	セキュリティ対策	本業務で利用する情報システム等について、技術的脆弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのバッチ発行情報等）を定期的に収集し、随時パッチ等を通し、脆弱性対策を講ずること。
	53		コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、かつ、最新のバージョンのパターンファイルを適用する等により、適切に本業務を履行すること。
セキュリティ	54	業務情報の管理	本業務で取り扱う情報を電子データとして送受信する場合は、必要に応じて、通信の暗号化、データの暗号化、ID・パスワード設定等の情報流出対策を適切に講ずること
	55		本業務で取り扱う情報について、適切に保管・管理を行うこと。また、電子データについては定期的にバックアップを実施し、消失等することがないようにすること。
	56		本業務の終了後、委託者へ返却するものを除き、本業務で取り扱うすべての情報について、その形式・媒体を問わず、適切に廃棄等すること。
	57	利用者の制限	システム内でID、パスワード等の情報漏洩を予防するための認証機能を実装すること。
	58		利用者に応じてアクセスできる機能を制限するため、アクセス制御を行う機能及び権限管理機能を実装すること。
	59	操作履歴	職員及び利用者のシステム操作ログ（※いつ、誰(ID)が、何に対して、何をしたかわかるもの）を保存できること。また、システム操作ログは、最低直近3年分を保存すること。
	60		サーバにおけるリソース使用状況含む監視ログは、最低直近1年分を保存すること。
61		ログ情報は、本市の要望に応じて開示・回答できること。	